

第5回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月27日 午後5時から

2 開催場所 由仁町役場3階大会議室

3 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 土地の賃貸借解約通知について（1件）

日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権移転1件）

日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借8件）

4 出席
委員

2番 高嶋雅彦	3番 中道雅彦	4番 川端敦
5番 杉本道哉	6番 上野祐司	7番 鷺見幸生
8番 森長正徳	9番 橋口善一郎	10番 松田一博
11番 北川正則	12番 西田勝敏	13番 田中昭一
14番 川崎浩樹	15番 佐藤弘之	

5 事務局
説明員

局長 青木祐次 主査 高山亮一

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いいたします。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和4年第5回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、上野会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いいたします。

議長 本日招集いたしました令和4年由仁町農業委員会第5回総会の出席者は14名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第5回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
7番 鷺見委員、8番 森長委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。
本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』
 土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。
 内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

 (内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。
 農地の賃貸借・使用貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第18条第6項の規定により合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。
 議案の2ページをお開きください。

 貸主は山柵自治区の■■■■氏、借主は■■■■氏が代表を務める■■■■でございます。

 土地の所在は、山柵459-1、466-1の2筆の田で、面積は3,600㎡で、借主である■■■■の前経営主の死去により、法人として農業経営の継続が困難となったことから賃貸借を解約するものがあります。なお、■■■■として農業経営は行いませんが、法人自体は存続すると伺っております。

 議案資料の1ページをお開きください。

 5月12日に『農地賃貸借契約解約書』の提出がありました。合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日の5月12日に行われ、6か月以内の要件及び30日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号については、当農業委員会として、解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号については、適正に合意解約手続きが行われていると認めることにいたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』

農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、高山主査から説明いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第2号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転1件であります。

農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「農地面積が下限面積(2ha)以上であること」、「地域に調和すること」という各要件を満たし

ていなければなりません、全ての要件を満たしているものと判断されます。

議案の4ページをお開きください。

土地の所在は熊本982の1筆の畑で、面積は1,092㎡です。

譲渡人は、本三川の■■■■氏、譲受人は山楨の■■■■です。

申請理由は、譲渡人は、農業後継者がいないため申請地を売却するもので、譲受人は、申請地を買い受け経営規模の拡大を図るものであります。

農地の売買価格については、■■■■円でございます。

申請地の所在について説明しますので、別添の議案資料2ページをお開きください。

申請地は、町道南北線と町道12番線の交差点北側にある農地で、図面に許可申請地と白線で囲まれている箇所でございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第5、議案第3号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第3号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

(内容説明)

議案第 3 号について、ご説明いたします。

本件の借受人である農業者については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件である、

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案6ページをお開きください。

1 番ですが、土地の所在は山形 255 の 1 筆の田で、面積は 17, 325 m²です。

賃貸借期間は、令和9年3月23日までの5年間で、賃貸借料は、年間 〇〇〇円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の栗山町字富士の[]です。

続いて2番ですが、土地の所在は山桝 152 から 157 までの3筆の田で、合計面積は6,248 m²です。

賃貸借期間は、令和9年3月23日までの5年間で、賃貸借料は、年間 〇〇〇 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の岩内自治区の[]氏です。

続いて3番ですが、土地の所在は山柵 416-1、417 の2筆の田で、合計面積は40,928 m²です。

賃貸借期間は、令和9年3月23日までの5年間で、賃貸借料は、年間 〇〇〇〇 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の山柵自治区の 〇〇〇 氏です。

続いて4番ですが、土地の所在は山柵 431 から 436-3 の4筆の田で、合計面積は27,348 m²です。

賃貸借期間は、令和9年3月23日までの5年間で、賃貸借料は、年間 〇〇〇〇 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の下古山自治区の 〇〇〇 氏です。

続いて5番ですが、土地の所在は東三川 2155 の1筆の田で、面積は19,789 m²です。

賃貸借期間は、令和9年3月23日までの5年間で、賃貸借料は、年間 〇〇〇〇 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の東三川自治区の 〇〇〇 氏です。

続いて6番ですが、土地の所在は東三川 3369 の1筆の田で、面積は45,434 m²です。

賃貸借期間は、令和9年3月23日までの5年間で、賃貸借料は、年間 〇〇〇〇 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の東三川自治区の 〇〇〇 氏です。

続いて7番ですが、土地の所在は山柵 1106 から岩内 2803 までの8筆の田と1筆の畑で、合計面積は42,302 m²です。

賃貸借期間は、令和4年11月30日までの1年間で、賃貸借料は、田・畑ともに10aあたり 〇〇〇〇 円で年間 〇〇〇〇 円です。

貸主は、東三川自治区の 〇〇〇 氏、借主は、同じく東三川自治区の 〇〇〇 氏で、新規の案件です。

続いて8番ですが、土地の所在は東三川 1602 から 1605 までの4筆の田で、合計面積は46,707 m²です。

賃貸借期間は、令和4年11月30日までの1年間で、賃貸借料

は、10a あたり ■■■■■ 円で年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、栗山町字富士の ■■■■■ 氏、借主は、東三川自治区の ■■■■■ 氏で、新規の案件です。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 議案第3号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第3号については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第3号については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。

本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 17時30分)

議事録署名委員

7番 鷲見 幸生 

8番 森 長 正徳 